

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】

2

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に異議の申出がなかったこと及び選挙すべき委員の数等【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】

4

7

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】

8

北九州市告示第 251 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 6 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

3 係留施設の岸壁の表の門司の項中

新門司北 9 号岸壁	門司区新門司北三丁目地先	185.09	20.0	-10.0	3.0	を
------------	--------------	--------	------	-------	-----	---

新門司北 9 号岸壁	門司区新門司北三丁目地先	185.09	20.0	-10.0	3.0	に
新門司北 10 号岸壁	門司区新門司北三丁目地先	230.00 (取付) 26.80	20.0	-8.0	2.0	

改める。

6 荷さばき施設の上屋の表の小倉の項中

日明東 6-B 上屋	小倉北区西港町	鉄骨造平屋建	4,000.00	1 級	を
------------	---------	--------	----------	-----	---

日明東 6-B 上屋	小倉北区西港町	鉄骨造平屋建	4,000.00	1 級	に
日明北 4 号上屋	小倉北区西港町	鉄骨造平屋建	2,846.49	1 級	

改める。

9 船舶役務用施設の船舶給水施設の表の門司の項中

新門司北 6～9 号岸壁給水施設	門司区新門司北一丁目	612.55	11	を
------------------	------------	--------	----	---

新門司北 6～9 号岸壁給水施設	門司区新門司北一丁目	612.55	11	に
新門司北 10 号岸壁給水施設	門司区新門司北三丁目	6.86	1	

改める。

北九州市公告第416号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州地域情報ネットワークサービス提供業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

(4) 履行場所 市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

イ 日時 この公告の日から令和3年7月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室

イ 日時 令和3年7月12日午前10時30分

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年7月5日午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年7月5日の午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所

イ 日時 令和3年7月27日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年7月26日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Kitakyushu regional information network service

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m July 27, 2021

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m July 26, 2021

(4) For further information, please contact:

Digital City Hall Promotion Division,

Digital City Hall Promotion Office,

City of Kitakyushu

北九州市公告第417号

令和3年7月10日に実施する北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、異議の申出がなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告する。

また、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数及び北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程（令和2年北九州市条例第47号）第14条第2項に規定する予備委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定により、併せて公告する。

令和3年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 宅地所有者が選挙すべき委員の数 5人
- 2 借地権者が選挙すべき委員の数 3人
- 3 宅地所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 2人
- 4 借地権者が選挙すべき委員の予備委員の数 1人

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月15日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立学校に勤務する職員のうち、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）第2条第1号」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号。以下「条例」という。）第1条」に、「にあつて」を「において」に改め、「定めるものをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（出勤簿の点検等）

第3条の2 出勤簿管理者は、始業時刻後直ちに出勤簿を点検し、出勤簿整理者に整理させるものとする。

第4条の見出し中「点検等」を「整理」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「出勤簿管理者」を「出勤簿整理者」に改め、「始業時刻後直ちに」を削り、「出勤簿整理者に整理させなければ」を「押印欄に表示しなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

- | | | | |
|--------------|--------------------------------------|--|--------------|
| (1) | 始業時刻前に出張する場合（次号に規定する研修のため出張するときを除く。） | 出張 | |
| (2) | 研修を受けることを命ぜられ受講する場合 | 研修 | |
| (3) | 職務専念義務の免除を承認された場合 | | |
| | ア 有給のとき | 職 免
(~) | |
| | イ 無給のとき | <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>職 免
(~)</td></tr></table> | 職 免
(~) |
| 職 免
(~) | | | |
| (4) | 公務災害の場合 | 公 傷 | |

(5)	公務災害認定申請中の場合	病公申
(6)	年次休暇を与えられた場合	
ア	1日を単位とするとき	年 休
イ	半日相当を単位とするとき	
	(ア) 午前するとき	半休前
	(イ) 午後するとき	半休後
ウ	時間を単位とするとき	時間休 (~)
(7)	特別休暇を与えられた場合	
ア	公民権の行使	公民権 (~)
イ	証人等としての官公署への出頭	出 頭 (~)
ウ	骨髄移植のための骨髄の提供等	骨 髄 (~)
エ	ボランティア活動	
(ア)	1日を単位とするとき	ボラ休 ()
(イ)	半日相当を単位とするとき	
	a 午前するとき	ボラ前 ()
	b 午後するとき	ボラ後 ()
(ウ)	時間を単位とするとき	ボラ時 〔 ~ 〕
オ	職員の結婚又はパートナーシップ形成	結 婚
カ	職員の出産	産 休
キ	配偶者等の出産	
(ア)	1日を単位とするとき	配 産
(イ)	半日相当を単位とするとき	
	a 午前するとき	配産前
	b 午後するとき	配産後
(ウ)	時間を単位とするとき	配産時 (~)

ク	職員の育児参加	
(ア)	1日を単位とするとき	職育
(イ)	半日相当を単位とするとき	
a	午前するとき	職育前
b	午後するとき	職育後
(ウ)	時間を単位とするとき	職育時 (～)
ケ	子等の看護又は行事への参加	
(ア)	1日を単位とするとき	子支 ()
(イ)	半日相当を単位とするとき	
a	午前するとき	子支前 ()
b	午後するとき	子支後 ()
(ウ)	時間を単位とするとき	子支時 〔～〕
コ	短期介護	
(ア)	1日を単位とするとき	短介 ()
(イ)	半日相当を単位とするとき	
a	午前するとき	短介前 ()
b	午後するとき	短介後 ()
(ウ)	時間を単位とするとき	短介時 〔～〕
サ	女性職員の生理	生理
シ	忌引	忌引
ス	父母等の祭日	祭し
セ	現住居の滅失、損壊等	滅失等 (～)
ソ	交通遮断	遮断

タ	退勤途上の危険回避	(~) 回 避 (~)
チ	夏季における健康保持	
	(ア) 1日を単位とするとき	夏 季
	(イ) 半日相当を単位とするとき	
	a 午前するとき	夏季前
	b 午後するとき	夏季後
(8)	病気休暇を与えられた場合	
	ア 1日を単位とするとき	病 休
	イ 半日相当を単位とするとき	
	(ア) 午前するとき	病休前
	(イ) 午後するとき	病休後
	ウ 時間を単位とするとき	病休時 (~)
(9)	病気休暇の承認を受ける場合において、医師の診断書又は医師の診察等を受けたことが確認できる書類を提出するまでの期間	病 申
(10)	介護休暇を与えられた場合	
	ア 1日を単位とするとき	介休全 ()
	イ 半日相当を単位とするとき	
	(ア) 午前するとき	介休前 ()
	(イ) 午後するとき	介休後 ()
	ウ 時間を単位とするとき	介休時 〔 ~ 〕
(11)	介護時間を承認された場合	
	ア 午前するとき	介時前 (分)
	イ 午後するとき	介時後 (分)
(12)	組合休暇を与えられた場合	
	ア 1日を単位とするとき	組休全

	()
イ 半日相当を単位とするとき	
(ア) 午前するとき	組休前 ()
(イ) 午後するとき	組休後 ()
ウ 時間を単位とするとき	組休時 〔 ~ 〕
(13) 週休日	
ア 条例第4条第1項の週休日	
(ア) 日曜日	日
(イ) 土曜日	土
イ 条例第4条第2項の週休日	週 休
ウ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項又は第2項の週休日	
(ア) 日曜日	日
(イ) 土曜日	土
(ウ) 日曜日及び土曜日以外の週休日	週 休
エ 規則第4条第3項の週休日	週 休
(14) 休日	
ア 国民の祝日	祝
イ 国民の祝日以外の休日	休
(15) 条例第12条第1項又は規則第13条第1項の規定により週休日の振替が行われた場合	
ア 1日の勤務時間を振り替えた場合	振 替 全 休
イ 4時間の勤務時間を振り替えた場合	振 替 半 休
(16) 条例第12条第2項又は規則第13条第3項の規定により休日に代わる日が指定された場合	代 休
(17) 第3号から第12号まで及び第22号から第27号までに規定するものを除き、私事の都合により勤務しない場合	
ア 届出について、事情がやむを得ないと認められたとき	事 欠

イ 無届のとき、又は届出について、事情がやむを得ないと認められなかったとき

(~)

事 欠
(~)

- | | | |
|---------|--|--------------|
| (1 8) | 休職を命ぜられた場合 | 休 職 |
| (1 9) | 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 5 条の 2 第 1 項
ただし書の許可を受けた場合 | 専 従
休 職 |
| (2 0) | 停職を命ぜられた場合 | 停 職 |
| (2 1) | 派遣を命ぜられた場合 | 派 遣 |
| (2 2) | 育児時間を承認された場合 | 育 児
(~) |
| (2 3) | 自己啓発等休業を承認された場合 | 啓 発
休 業 |
| (2 4) | 配偶者同行休業を承認された場合 | 同 行
休 業 |
| (2 5) | 育児休業を承認された場合 | 育 児
休 業 |
| (2 6) | 部分休業を承認された場合 | |
| ア | 午前 | 部分前
(分) |
| イ | 午後 | 部分後
(分) |
| (2 7) | 大学院修学休業を許可された場合 | 修 学
休 業 |

第 4 条第 2 項中「日日」を「日々」に改め、同条第 3 項中「日日」を「日々」に、「第 1 項第 2 号」を「第 1 項第 3 号」に、「第 7 号キ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1 6 号、第 2 1 号又は第 2 3 号」を「第 7 号アからウまで、エ（ウ）、キ（ウ）、ク（ウ）、ケ（ウ）、コ（ウ）若しくはセからタまで、第 8 号ウ、第 1 0 号ウ、第 1 1 号、第 1 2 号ウ、第 1 7 号、第 2 2 号又は第 2 6 号」に、「ときは、時間又は時刻」を「場合は時間を、同項第 7 号エ、ケ若しくはコ、第 1 0 号又は第 1 2 号のいずれかに該当する場合は与えた日数の累計」に改め、同条第 4 項中「電磁的方法による」を「第 3 条第 3 項に規定する」に、「出勤簿管理者」を「出勤簿整理者」に、「始業時刻後直ちに出勤簿を点検し、出勤簿整理者に電磁的方法」を「出勤簿管理者の指示に基づき、

電磁的方法」に、「を整理させる」を「の整理を行う」に改める。

第5条の見出し中「出張」の次に「等」を加え、同条中「とき」の次に「、又は前条第1項第2号の研修を受けるとき」を加える。

第6条の見出し中「週休日の振替」を「週休」に改め、同条中「第4条第1項第13号」を「第4条第1項第13号イからエまで若しくは第16号」に、「週休日の振替を行った」を「日を指定した」に、「及び」を「又は」に、「に規定する日を指定した」を「の週休日の振替を行った」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第2号から第10号まで及び第21号」を「第4条第1項第3号から第12号まで及び第22号から第27号まで」に改める。

第8条第1項中「第1号様式」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）以外の職員にあっては第1号様式、会計年度任用職員にあっては第2号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「伺、」を削り、「第2号様式」を「会計年度任用職員以外の職員にあっては第3号様式、会計年度任用職員にあっては第4号様式」に改め、同項第1号中「の伺又は」を「（第4条第1項第2号の研修のため出張するときを除く。）の」に改め、同項中第9号を第11号とし、同項第8号中「第4条第1項第2号から第10号まで及び第21号」を「第4条第1項第3号から第12号まで及び第22号から第27号まで」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 介護時間の付与の申請

第8条第2項第5号中「公務災害及び」及び「のもの」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「申請」の次に「（公務災害を含む。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 研修を受けるときの通知

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 8 条関係）

採用年月日		職名		学校名		氏名													
繰越日数		付与日数		取得日数		残日数													
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
12	1 日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29										
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	出 勤 当 月 1 日 単 位 時 間 分 率	年 休 計 日 単 位 時 間 分 率	特 休	病 休	職 免	欠 勤	そ の 他	出 張 (件)	研 修 (件)
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
職名		学校名		氏名		記事		計 ()		日		時間							

(日本産業規格 B 4)

第 2 号様式中「伺・」を削り、

種別	(該当を○で囲む)
出張・職免・年次休暇・特別休暇(産休・産前延長・産後延長・生理・祭し・忌引・結婚・配産・その他)・病気休暇・介護休暇・組合休暇・欠勤・育児時間	

を

種別	(該当を○で囲む)
年次休暇・職免・特別休暇()・病気休暇・ 介護休暇・介護時間・組合休暇・育児時間・出張・研修・欠勤	

に、

理由、出張先・用件、受講場所・内容、出生児氏名、続柄等	旅費の出途
-----------------------------	-------

を

理由、出張先・用件、受講場所・内容、出生児氏名、続柄等

に、

サービス担当 係長	教職員係 長	教職員課 長	教職員部 長
--------------	-----------	-----------	-----------

を

係 員	係 長	課 長	部 長
-----	-----	-----	-----

に

改め、同様式を第 3 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

サービスに関する通知・申請・届出書						
種別 (該当を○で囲む)						
年次休暇・職免・特別休暇 ()・病気休暇・ 介護休暇・介護時間・育児時間・出張・研修・欠勤						
所 属		職 名		氏 名		
学校						
期間等 (該当箇所に記入)						
月 日 (曜)						
月 日 (曜) ~ 月 日 (曜) 日 時 分間						
時 分 ~ 時 分、 時 分 ~ 時 分						
理由、出張先・用件、受講場所・内容、出生児氏名、続柄等						
出産予定日				出産日		
年 月 日				年 月 日		
時季変更 権行使 不行使	承認 不承認	副校長・教 頭	校 長	出勤簿管 理者	整理印	摘 要
合議等	担当課長	係 員	係 員	係 長	課 長	部 長

(日本産業規格 A 6)

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式（第8条関係）

【会計年度任用職員用】

所属	年次休暇														年度				年度 病休 介休 他						
	前年度繰越日数 本年度付与日数 合計														出 給 無給 給 休・等職 休 年次休暇										
職員番号・氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	()	特	承	特	休	使用	日	時間	病	
4	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介	
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
5	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
6	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介	
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
7	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
8	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
9	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介	
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
10	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
11	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介	
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
12	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
1	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	
2	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介		
															公	不	給	休	等	残	日	時間	他		
3	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
																公	不	給	休	等	残	日	時間	他	

摘要	合 計								
	()	特	承	特	休	使用	日	時間	病
	公	不	給	休	等	累計	日	時間	介
						残	日	時間	他

(日本産業規格B4)

付 則

この訓令は、令和 3 年 6 月 1 5 日から施行する。